【資料紹介】 平成十五年度財務省移管

昭和財政史資料」 ―戦前期大蔵省における文書管理と財政史編纂

重

直

樹

はじめに

本稿は、平成十五年度に財務省より移管された戦前期大蔵省の行政文書、本稿は、平成十五年度に財務省より移管された戦前期大蔵省の行政文書でれていた。

わった人々の口伝的解説を超える考察が加えられることはなかった。正財政史』に供用された「諸家文書」について、『昭和財政史』編纂に携早くから提起されていたにもかかわらず、「昭和財政史資料」や『明治大収録された二次的資料の背景となった一次的資料に基づく検証の必要性が、しかしながら、「官撰財政史」の問題点として、叙述のバイアスに加え、

はい。 当館の所蔵に移った「昭和財政史資料」の資料群としての性格を立体的に再評価していきのような現状に鑑み、従来考察の対象とされることがなかった大蔵省の財のような現状に鑑み、従来考察の対象とされることがなかった大蔵省の財のような現状に鑑み、従来考察の対象とされることがなかった大蔵省の財のと論纂事業の史的展開と文書管理体制の関わりを明らかにしながら、当は、前、公開水準の高まりとともして「昭和財政史資料」については、デジタル・アーカ当館の所蔵に移った「昭和財政史資料」については、デジタル・アーカ当館の所蔵に移った「昭和財政史資料」については、デジタル・アーカ

一、 財政史編纂事業の開始 文書管理体制の模索

たのか、まずこの点を明らかにしていきたい。「別存」といったシリーズが、大蔵省においてどのようにして成立していったもそも「諸家文書」や「昭和財政史資料」に付された「参考書」や

「別集」の編纂が定められていた。 大蔵省は明治二年(一八六九)七月に設置され、その文書管理ことに編 大蔵省は明治二年(一八六九)七月に設置され、その文書管理ことに編 大蔵省は明治二年(一八六九)七月に設置され、その文書管理ことに編 大蔵省は明治二年(一八六九)七月に設置され、その文書管理ことに編

く求められていた。

く求められていた。

おいては、「本集」が一般に公布した法規を主題別に分類(類集)したもおいては、「本集」が一般に公布した法規を主題別に分類(類集)したもおいては、「本集」が一般に公布した法規を主題別に分類(類集)したもおいては、「本集」が一般に公布した法規を主題別に分類(類集)したもおいては、「本集」が一般に公布した法規を主題別に分類(類集)したものであり、「本集」が一般に公布した法規を主題別に分類(類集)したものであり、「本集」「別集」というシリーズは、明治四年七月に設けられた記録寮に

こ、記録は歳入出の部門によって類集する「本部」と、「現時金穀出納上に。同七年五月に記録寮の組織改正が行なわれ、その「編纂条例」におい風始) されたことと、近代的な予算制度の模索によって変化を遂げていっ このような体制は、明治六年十一月に内務省が創設 (翌年一月に省務が

(デ。一方、内務省に引き継がれるべき文書を含む記録寮改正以前の記録が、た。一方、内務省に引き継がれるべき文書を含む記録寮改正以前の記録が、た。一方、内務省に引き継がれるべき文書を含む記録摩改正以前の記録が、た。一方、内務省に引き継がれるべき文書を含む記録摩改正以前の記録が、「既往文書」として遡及的に再整理されるなど、財務監督・指導機関としての記録体系の構築が強く志向されていった点にも注意しておきたい。なる会計収支の例規とする重要文書で、歳入出の部門によって類集し、なる会計収支の例規とする重要文書で、歳入出の部門によって類集し、「略輯」は非永年保存で、局課限りで施行した軽微な文書を対象とし「正輯」「略輯」とは別の編輯科目が設けられていた。準拠すべき規則がめまぐるしくなる会計収支の例規とする重要文書で、歳入出の部門によって類集し、「略輯」は非永年保存で、局課限りで施行した軽微な文書を対象として「正輯」「略は文書」としてが違いた。「正輯」「略算」とは別の編輯科目が設けられていた。準拠すべき規則がめまぐるしくなる会計収支の例規とする重要文書で、歳入出の部門によって類集し、「下、内務省に引き継がれるべき文書を含む記録寮改正以前の記録が、だ。一方、内務省に引き継がれるべき文書を含む記録寮による集中管理は有名無実化せずべき記録の体系が整わない以上、記録寮による集中管理は有名無実化せずべき記録の体系が強力といる。

録備ルト雖モ簿書多シト雖モ未夕能ク毎事ニ繁ヲ削リ要ヲ掇ヒ其綱領ヲ綜治がニ、第一期において注目すべきは、「理財稽蹟」(正稿全一五部四巻・副れた。第一期において注目すべきは、「理財稽蹟」(正稿全一五部四巻・副れた。第一期において注目すべきは、「理財稽蹟」(正稿全一五部四巻・副和た。第一期において注目すべきは、「理財稽蹟」(正稿全一五部四巻・副和た。第一期において注目すべきは、「理財稽蹟」(正稿全一五部四巻・副和た。第一期において注目すべきは、「理財稽蹟」(正稿全一五部四巻・副和た。第一期において注目すべきは、「理財稽蹟」(正稿全一五部四巻・副和た。第一期において注目すべきは、「理財稽蹟」(正稿全一五部四巻・副和、「第一期)を改称さ

て編纂を進めざるを得なかったようである。ない。実際には「省中ノ公文記録」とともに「各局長ノ意見」を徴拠としうな状態にある記録文書をどこまで参照・引用できたかは疑問なしとはし統スル者」がないという状況であった。僅々半年たらずの期間で、そのよ

与えざるを得なかったのである。

与えざるを得なかったのである。

「大隈財政」が、各局との微妙な緊張関係のもとに成り立った財政指導であったことは、文書管理体制にも影響をあい、省内意思決定における属僚のウェイトが高まることに慎重な態度をなど、省内意思決定における属僚のウェイトが高まることに慎重な態度をなど、省内意思決定における属僚のウェイトが高まることに慎重な態度をなど、省内意思決定における属僚のウェイトが高まることに慎重な態度をなど、省内意思決定における属僚のウェイトが高まることに慎重な態度をなど、省内意思決定における属僚のウェイトが高まることに慎重な態度をなど、省内意思決定における属僚のウェイトが高まることに慎重な態度をなど、省内意思決定における属僚のウェイトが高まることに慎重な態度をなど、省内意思決定をめぐるリーダーシップの状況についても触れここで省内での意思決定をめぐるリーダーシップの状況についても触れここで省内での意思決定をめぐるリーダーシップの状況についても触れ

田海十一年二月、「編纂条例」の改正により、新たに「一時応用ノ文書」の相当十一年二月、「編纂条例」の改正により、新たに「一時応用ノ文書」の対正が「理財稽」の完成とほぼ軌をでは、明治十一年二月、「編纂条例」の改正により、新たに「一時応用ノ文書」が別れる。

以上のように、大蔵省における最初の財政史は、記録文書の集中管理や

る。 性格は、その後の財政史にも通ずる底流として受け継がれていったのであ的な財政史の編纂が目指され、「綱領ヲ綜統」するブリーフィング的な的な財政史の編纂が目指され、「綱領ヲ綜統」するプリーフィング的なを前提とし、記録文書の体系性の低さをカバーするための手段として実践ー定度以上の蓄積の上に成立した訳ではなかった。むしろ記録の分散管理

二、「参考書」と「別存」「別纂」 文書管理体制の運用

た点は、実に画期的であったといえよう。 大蔵省における文書管理体制の一つの到達点として、内閣制度移行にと大蔵省における文書管理体制の一つの到達点として、内閣制度移行にと大蔵省における文書管理体制の構築に向けた動きがこれまでも指摘されてきた。大蔵省における文書管理体制の一つの到達点として、内閣制度移行にと大蔵省における文書管理体制の一つの到達点として、内閣制度移行にと

書保存規則」が定められた。
いわば集大成として、文書の編纂・保存については同年六月に「大蔵省文計の「処務細則」(同年五月七日内閣へ報告)も定められ、一連の改革の才の大蔵省公文書取扱順序」(同年三月三十日大蔵省内達)や編輯課採収このような理念を文書処理の段階から実現していくための運用基準とし

蔵省の文書管理における問題点が簡潔に述べられていると思われるので、定の手続を踏んで制定された規則である。その「説明」にはこれまでの大従来はあまり注意が払われていない点だが、この規則はわざわざ閣議決

やや長文になるが掲げておきたい。

及ヘリ 要シ簿冊年二浩瀚ヲ加フ現今貯蔵スル所無慮八万二千有余冊ノ多キニ 簿冊ノ装釘貯蔵ノ順序等次第二整理ヲ加ヘタリ然ルニ事務日ニ緻蜜ヲ 軽重ヲ取捨シテ正輯略輯ト為シ九年又改メテ正略雑ノ三輯ト為ス爾後 大蔵省記録文書八明治六年迄編纂ノ方法一定セス七年ニ至リ始メテ其

何トモ為スヘカラサルニ至ラン 是レ容易ノ業ナランヤ今ニシテ之レカ規律ヲ立テサレハ数十年ノ後如 軽重ヲ混淆併輯セリ既ニ不用ニ属スル者殆ント過半ニ居ルカ如シト雖 今之ヲ査閲スルニ従前正略雑ノ名ヲ以テ略々軽重ヲ区分スト雖モ編入 モ之ヲ取テ廃セント欲セハ数万ノ簿冊ヲ破綴シー々精査セサルヲ得ス ノ事目ニ至リテハ規律ナク従事者各自ノ意見ニ任スルヲ以テ自カラ보

収録年代

 $M1 \sim 4$

 $M1 \sim 7$

M 1 ~ 7

M 4~6

M 1~9

M 19~29

M1~M19頃

ト為シ明ラカニ取捨判別ノ規準ヲ示ス^(®) 目ヲ推究スレハ凡ソ四百五六十種ニ過キス乃チ之レカ軽重ヲ分テ四類 因テ其保存スヘキト否トノ書類ヲ審査スルニ其件目幾千百ナルモ其事

存廃区分

第1類

第 1、 第1~3類

(局)第1、

第1、2類

第1~3類

2類

2類

附属規程として設けられ、 が列挙されるなど、原局課の執務上の利便性を追及したシステムと体系的 る「分類事目」(具体的な文書例を列記したもの)を局課別に例示し、 な記録群を構築しようという強い意図がうかがえるのである に際しての具体的な規則も定められた。文書の整理に関しても編纂規則が 出を容易にするための基本台帳となる「索引表」の作成も予定され、 意的な分類を排除することが目指されていた (第二条)。さらに文書の検 大臣の「決判」が義務付けられたほか (第三条)、「取捨判別ノ基準」とな に改められ (第一条)、廃棄に際しても記録局長の「精査」、次官の「検査」、 これをうけて本則では、文書の存廃区分が第一~四類までの詳細な基準 局課別に編纂されるべき主題別の「編纂科目」 借覧

> 文書管理の一端をうかがうことのできる資料は、管見の限りでは三井文庫 省の記録文書は、関東大震災でほとんど焼失してしまっている。 この間の る余地は極めて狭められたとも考えられるが、残念ながら当時の大蔵省本 このような体制のもとでは、 先に触れた「原纂」のような記録が存在す

帳簿類の索引 および東京大学経済学部図書 館が所蔵する「「稿本井上馨 伝」編纂資料」 以外にはない

考

備

主題(門)別分類

回議書の索引

回議書の索引

回議書の索引

と思われる。

文書類の写本が作成され、 収集の過程では、大蔵省文庫 明治元年から四年までの「改 が管理していた明治初期の公 治四十一年六月~大正五年十 ついては別稿にゆずるが、 査も行なわれていた【表 】。 の背景や資料群の伝来経緯に 「索引表」を基に悉皆的な調 二月にかけて行なわれた資料 「稿本井上馨伝」 編纂計

₩ 簿 名 三井文庫所蔵分

改正索引表

参考書索引表

【表

2

3

4

5

6

】「索引表」の概要

大蔵省編纂文書索引表

対象組織

主税局ほか

総務局ほか

明

出納寮

国債寮

総務局

7	別	別存文書索引								
東京大学経済学部図書館所蔵										
8	出	出納寮簿冊索引表								
かがえる。 最も注目すべきは、	整理が漸く完了したことがう	た索引から、記録の遡及的な	題別 (二十八門) に分類され	文書を対象としたもので、主	正索引表」は、改正掛時代の	明治元年から四年までの「改				

「昭和財政史資料」

戦前期大蔵省における文書管理と財政史編纂

「参考書」「別存」なるシリーズの索引が作成されている点である。文書保存規則上にも位置づけのある文書の索引表(2~5、8)の他に、

「参考書」の実例といえる資料は、昭和五十八年度に大蔵省から移管された「焼残文書」中の「藩制録」(全一五冊)である。この資料は震災後れた「焼残文書」中の「藩制録」(全一五冊)である。この資料は震災後である「統計書類」というサブ・シリーズを構成していた。内容としてはである「統計書類」というサブ・シリーズを構成していた。内容としてはたさいたといえるのである。さらに「参考書」であったことがうかがえる。また、大蔵省記録局の朱色七行罫紙に墨書された目次が付されるとともに、同局大蔵省記録局の朱色七行罫紙に墨書された目次が付されるとともに、同局大蔵省記録局の朱色七行罫紙に墨書された目次が付されるとともに、同局の管理印が捺されている点から考えると、「参考書」というシリーズは遅くとも同局が廃止となった明治二十三年六月以前には実態として存在しては、正本というが捺されている点から考えると、「参考書」というシリーズは遅いたといえるのである。さらに「参考書」であった「理財稽蹟」およびその参考書類が、明治二十五年五月四日に「別存」を継承したと思われるの参考書類が、明治二十五年五月四日に「別存」を継承したと思われるの参考書類が、明治二十五年五月四日に「別存」を継承したと思われるの参考書類が、明治二十五年五月四日に「別存」を継承したと思われるの参考書類が、明治に関係文書」というまでは、「おおいま」というであり、「一様であり、「おおいま」というである。

部なりとも存在する以上、文書管理体制から外れた独自の資料群であるといる。これらのシリーズについても存廃区分を明記した「索引表」が一て、「参考書」「別纂」の有用性が大きかったことは推察に難くはあるまい。のと推察される。記録局が総務局文書課に整理・縮小され、文書を検別するための「編纂科目」への分類が必ずしも機能していなかった点から考えるための「編纂科目」への分類が必ずしも機能していなかった点から考えるための「編纂科目」への分類が必ずしも機能していなかった点から考えるための「編纂科目」への分類が必ずしも機能していなかった点から考えるため、これらのシリーズについても存廃区分を明記した「索引表」が一つと推察される。記録局が総務局文書課に整理・縮小され、文書を検別すると、「参考書」「別纂」の有用性が大きかったことは推察に難くはあるまい。本書保存規則のその後の改正内容が不明であるため、この時期における文書保存規則のその後の改正内容が不明であるため、この時期における

ナリズムの高まりのなかでどこまでの現実性を持ちえたかは疑問である。はいえないが、文書の集中管理という理念が、事務の専門的分化・セクショ

書管理の実態にも求められるのである。録文書を渉猟参酌して記述され」ていないと批判された要因は、当時の文治的含意のもとで編纂された『明治財政史』が、後に大蔵省の「根本的記「松方伯財政事歴」という名を負い、松方正義蔵相の治績を顕彰する政

三、震災後の記録復興と財政史編纂(文書管理体制の展開)

が判断していたという証言もある。 さらに明治中期以後の記録文書の欠を補うため、大正末から昭和初年に さらに明治中期以後の記録文書の欠を補うため、大正末から昭和初年に さらに明治中期以後の記録文書の欠を補うため、大正末から昭和初年に さらに明治中期以後の記録文書の欠を補うため、大正末から昭和初年に が判断していたという証言もある。

「昭和財政史資料」 戦前期大蔵省における文書管理と財政史編纂 官長、

戦後国務大臣等を歴任)

ιţ

予算の都合で文書課に配属され、

(のち内閣書記

【表

担する臨時職員 (属) も両期を通して置かれるなど、『明治大正財政史 悪化のあおりを受け大幅に縮小されたとはいえ、財政史編纂事業全体を通 まれていく画期であったといえるのである。 編纂と「昭和財政史資料」の収集・整理はその性格において極めて連続性 してみれば概して予算は潤沢であったことがわかる。 史資料」に関わる「財政史編纂諸費」へそのままスライドしている。 正財政史編纂諸費」二万九千五百八十七円が経常費臨時部に計上され 大蔵省においては、 『明治財政史』に続く 大正十五年二月、 予算措置は昭和十四年度まで続き、昭和十五年度からは「昭和財政 大蔵省において財政史編纂事業が恒常的に業務のラインに組み込 行政改革の一環として各省に大臣官房文書課が置かれ、 文書課の専管事務として昭和二年度予算より「明治大 『明治大正財政史』 の編纂事業が開始された【表 資料収集・整理を専 時局

明治大正財政	3 年度 29,587 4 年度 25,738 5 年度 25,738 6 年度 21,958 7 年度 21,958 8 年度 21,102						
昭和2年度	29,587						
昭和3年度	29,587						
昭和4年度	25,738						
昭和5年度	25,738						
昭和6年度	21,958						
昭和7年度	21,958						
昭和8年度	21,102						
昭和9年度	21,102						
昭和10年度	21,102						
昭和11年度	21,102						
昭和12年度	26,477						
昭和13年度	26,477						
昭和14年度	25,351						
財政史編纂諸費							
昭和15年度	13,824						
昭和16年度	13,666						
昭和17年度	廃 止						
	(単位/円)						

】財政史編纂に関する予算

- 予算には判任俸給、庁費、 国旅費、れる。 雑給及雑費等が含ま 各年度の決算報告書より作成
- 1) 2)

になる。 に展開していく手段として、積極的な意味を有していたのである 代を見据えた財政史編纂は、文書管理体制を組織的要請に基づいて実践的 総合性の高い人材を育成しようという彼らの組織観がうかがえよう。 料に触れる機会を与えることで、原局課のセクショナリズムに染まらない、 の喪失という状況のもと、新人を文書処理の中枢に配置しつつ、過去の資 の腹心である青木得三 (文書課長) が人事を裁量していた。全面的な記録 蔵省においては実際の予算措置に先立って編纂事業が動き始めていたこと た錚々たる面々が編纂事業に携わった。迫水の証言に信を置くならば、 相)、河野一之 (同五年入省・のち大蔵事務次官) など、将来を嘱望され 戦後大蔵次官、経済企画庁長官) や福田赳夫 (同二年入省・のち蔵相・首 て渡米を命じられ文書課を離れたが、その後には野田卯一 (昭和二年入省 の原稿を執筆するなどしていたという。迫水はまもなく財務官室勤務とし んでもお答えできるようにしておく」「見習」の傍ら、『明治大正財政史』 当時の蔵相は預金部改革や緊縮財政で名高い浜口雄幸であり、

は らかにすることで解説としての責めを果たしたい。 では、このような文書管理史上の位置付けを受ける「昭和財政史資料」 資料群としてどのような構造と内容を含むものであるか、この点を明

年頃、 六月までには第1~ 8号までの整理が終わっていたとされている が再度火災に遭い、 の時期を区切って主題別・年代別に分類・合綴する方法がとられ、 であろう。その方法としては、各局課で不要となった文書を収集し、 に向けて『明治大正財政史』 「昭和財政史資料」の収集・整理が本格的に始まったのは恐らく昭和八 省内に次官を会長とした明治大正財政史編纂委員会が発足し、 **簿冊の体裁についてであるが、各簿冊ともに題簽には「第一類** 各局課の公文書類が焼失した同十五年 (一九四〇年) 原稿の審査が開始された同年八月以後のこと 大蔵省

局からでてくる大臣の決裁書類の下見をしたり、課長から質問されるとな

まず、

大正十五年四月に営繕管財局属として入省した迫水久常

うか。
うか。
うか。
うか。
と同じ柿渋を施した茶表紙の和綴であるのに対し、それ以後は板目
文書」と同じ柿渋を施した茶表紙の和綴であるのに対し、それ以後は板目
文書」と同じ柿渋を施した茶表紙の和綴であるのに対し、それ以後は板目
文書」と同じ柿渋を施した茶表紙の和綴であるのに対し、それ以後は板目
別存」と記されている一方で、装丁は第1~3号までが基本的には「諸家
別存」と記されている一方で、装丁は第1~3号までが基本的には「諸家

を「参考書」 編纂ヲ要スルモノ」が「別纂」とされるなど (同三十六条)、明治十九年 案文書・参考資料、統計調査資料、 というシリーズに位置づけられていることは、先にも触れたが、同年九月 た文書である「昭和財政史資料」は、文書課の管理下で編纂した 家文書」 の文書保存規則の運用上の体系が、大枠では維持されていたことがわかる。 書課は部局課別に 二於テ請求シタルトキヨリーヶ年以内」に送付された (同三十三条)。 し仮整理を施した ル文書」の文書課への送付が義務付けられていた (第三十二条)。 法令起 に大蔵省達として定められた文書取扱規程では、 「参考書」とされた「諸家文書」に対し、「昭和財政史資料」が 元来、記録文書の喪失による執務上の支障を補うために収集された「諸 帳簿のほか、 に対し、回議原書の存在を前提としながら、修史事業に供用され 「別纂」の五つのシリーズに編纂し、「参考書」でも「特殊! 「別存」という名称を与えられたものと考えられる。その意 を「回議書」、 は、「用済ノトキ又ハ編纂ノ必要ノ為大臣官房文書課 「事務参考ノ為各部局課二於テ調査又八集綴シタ 議会参考書など、各局課が作成・取得 を「帳簿」と「報告計表類」 処理済回議書 (決裁文 「別纂」 「別存」 に 文

記録であったといえるのである。便宜的なものではなく、文書管理体制上に行政文書として位置づけられた味でも、「諸家文書」や「昭和財政史資料」に与えられたシリーズは単に

となろう。 「極秘」の指定のあるものですら数多く収集・整理されている理由も判然 考資料を中心として、次官・局長級の「手元」保管文書、あるいは ように考えると、「昭和財政史資料」の中に、法令起案に関する文書や参 の「送付」(第三十三条) として行なわれていたといえるのである。その 永久保存ではない文書 (第二類) の保存年限は十五年であるため は が、震災後から昭和六、七年頃までの資料を対象とし、その後も基本的に 目すると、事業が開始された昭和八年頃に整理されたであろう第1~2号 代を示したものである。 まず各号の整理対象となった資料の作成年代に注 ではなく、あくまでも各局課で当面不要とされた文書であり、 (第一類) の対象ですらあった点である。【表 】は各号の構成と収録年 条)、資料の収集は「廃棄」(第四十三、四十四条)ではなく、文書課へ さらに注意すべきは、「昭和財政史資料」に集綴された文書が廃棄文書 一年刻みのスパンで進んでいることがわかる。当時の文書取扱規程では、 永久保存 (第四十

文書の送付時期は、当該事務が完結し、文書の現用性が無くなったと判断に際してはやはり一点ごとに吟味が必要である。各簿冊に綴られた文書のに際してはやはり一点ごとに吟味が必要である。各簿冊に綴られた文書のににいては、分類となる主題の事務を主管した局課と一致するが、利用す業開始時から中止時までほぼ継続的に整理されつつ、その質・量におい再び【表】に目を向けると、各部局の基幹事務となる系統の簿冊は、

【表】「昭和財政史資料」の構成と収録年代

【表 】 「昭札	以 分類		_		第3号	第4号	第5号	第6号	第7号	第8号		
事務系統		送付年度	S 8	S 9	S 10	S 11	S 12	S 13	S 14	S 15	各分類	収録年代
		整理対象	87頃	S6頃	S 10 頃	S 10 頃	S 11 頃	S 12 頃	S 12 頃	S 13 頃	総数	1000
	官	制	1								1	S 7 頃
	議	会	1	1	1	4	1	1	1		10	S 12 頃
本省・官房系		政	1	2	2		1	2		9	17	S 13 頃
	 演	<u></u> 説	2	1	2	2	1	1		1	10	S 13 頃
	歳	計	20	7	12	11	35	13	4	4	106	S 12 頃
主計局系	行政 [8	1	1	1	2	2			15	S 11 頃
			1		1						1	S9頃
	租	税	5	32	1	33	10		2	6	90	S 13 頃
主税局系	関	 税	17	6	1	126	4	1	3	18	176	S 13 頃
	································ 貿	<u>.//</u> 易	1	1	2	11	5	2	1	4	27	S 13 頃
			4	2	1	2	4	1	-	1	15	S 11 頃
主税・理財		////////////////////////////////////	2	1	2	5	4	1		1	16	S 13 頃
居系 居系	 支	<i>"</i>	6	1	1		2	1			11	S 12 頃
		州	ļ <u>v</u>		6	1	3	2			12	S 12 頃
			1		1		1	_			3	S6頃
		庫	ļ		ļ <u>.</u>	1					<u>ٽ</u> 1	88頃
	国	/ 	1	1	2	1	7	1	1	1	 15	S 11 頃
理財局系			3	1	2	······	5	1			12	S11 頃
	貨	幣幣	2		1		2	ļi		1	6	S 11 頃
	 産業		1		} :		1		1		3	S11 頃
	銀	行	14	1	2	2	4	1	1	1	26	S 11 頃
銀行局系	金	 融	12		3	2	13	3	2	2	37	S13頃
ババール 1 対策		·· ^{[]-1} ····································	1		4		15	4	1	1	26	S11 頃
為替管理部系			'		1		1	1	1	'	4	S 12 頃
預金部系			4		2	2	11	2		2	23	S 13 頃
1번째 마사		<u></u> 財産	4	4	4		3	2	1	1	19	S 11 頃
営繕管財局系	営	<u> </u>	2	1	1		2	1		1	8	S11頃
専売局系			2	1	1		3	1	2	1	11	S 11 頃
財務官系	 雑件 [則			'	'		1	'		'	1	S 10 頃
税関系	雅書類 雑書類					3	'				3	S 9 頃
机制水	から からな からな からな からな からな からな からな からな からな か		2	11	1	3					14	S 4 頃
	震		9	7	1		8	2			27	S6頃
	特別都			1	ļ <u>'</u>			_			1	T 15 頃
	官庁用		3				1	1			<u>'</u> 5	S6頃
特定の政策課	金角		3		1		1	<u>-</u>	1		6	S6頃
題に関わる	<u>平</u> 事 [3		······		4	1			5	S6頃
もの		準啊」 }理化	1				3	······			4	88頃
	宗教[ļ		1			1			2	S10 頃
	殖民 [北海		1		<u>'</u> 1		2	1			5	S 10 頃
	東北		 		<u>'</u> 1		2	5	1		9	811頃
	 社		3	1	3		5	1	1		14	S11頃
}		<u>云</u> 業		!	1			ļ <u>!</u>	1			S11 頃
その他 (他省			3	1	2	4	9	3	ļ <u>!</u>		2 22	S11頃
との共管等に	(表) (新)		1	2	3	14	4		1		30	S 12 頃
係るもの)		L素 社	2	1	1 1	14	4	5 1	1		11	S 12 頃
}			3	1	3	1	3	5	1			S11頃
	<u>父_</u> 各号総数		146	89	76	227	187	71	28	55	11	311頃
•	口与総数		140	09	10	221	10/	/ 1	20	່ວວ		単位/冊)

(単位/冊)

- 1) 各号および分類の計数は1冊に2つ以上の分類が含まれている場合があるため、重複して計上しているものがある。
 2) 収録資料の内容を判断し、分類に適宜補記を行なった場合は [] で括ってある。
 3) 「送付年度」とは各号に収録された資料が文書課に送付されたと推定する年度である。
 4) 「整理対象」とは各号の整理対象となった資料の絶対年代を示すため、資料に作成時期の記載があるもののうち、 最も後代のものを掲出した。
- (5) 各分類に含まれる資料の最終的な作成時期は「収録年代」として掲出してある。

つのポイントとなると思われる。された時期と考えることもでき、歴史資料として解釈・利用する上でも一

かった資料についても、今後研究が深まることを期待したい。 常課題と認識していながら、必ずしも『昭和財政史』の巻をなすに至らなに、各部局の所管事務に沿った分類に加え、特定の政策課題を取りさらに、各部局の所管事務に沿った分類に加え、特定の政策課題を取りさらに、各部局の所管事務に沿った分類に加え、特定の政策課題を取りさらに、各部局の所管事務に沿った分類に別に加え、特定の政策課題を取りさらに、各部局の所管事務に沿った分類に加え、特定の政策課題を取り

おわりに

精力的に活動していた。『明治大正財政史』編纂を計画した青木得三が、大内史編纂を再開した。『明治大正財政史』編纂を計画した青木得三が、大内史編纂を再開した。『明治大正財政史』編纂を計画した青木得三が、大内史編纂を再開した。『明治大正財政史』編纂を計画した青木得三が、大内史編纂を再開していた。『明治大正財政史』編纂を計画した青木得三が、大内史編纂を再開していた。『明治大正財政史』編纂を計画した青木得三が、大内史編纂を再開していた。

そのような青木らの意図が、公刊された『昭和財政史』に全く及ばなかっ

いて、次のような知見を得ることができたと考えている。省の文書管理体制との関わりに注目することで、「昭和財政史資料」につ性について充分な検討が加えられることはなかった。小稿においては大蔵強調され、「昭和財政史資料」の資料群としての性格や研究に対する可能たとはいえまいが、これまで『昭和財政史』の手法や記述上のバイアスが

のような資料群が有する価値は高いといえよう。 第一に、「昭和財政史資料」のような修史事業に供用された文書が、各第一に、「昭和財政史資料」のような修史事業に供用された文書が、各第一に、「昭和財政史資料」のような修史事業に供用された文書が、各第一に、「昭和財政史資料」のような修史事業に供用された文書が、各第一に、「昭和財政史資料」のような修史事業に供用された文書が、各

の点はなお検討を要する点であろうと思われる。

中の編集が行われた時期には敗戦という断絶があったことを考えれば、こた点である。「昭和財政史資料」が収集・整理された時期と、実際に財政にはである。「昭和財政史資料」が収集・整理された時期と、実際に財政にはである。「昭和財政史」が必ずしも注目しなかった、第二に、戦後に公刊された『昭和財政史』が必ずしも注目しなかった、

互比較を通し、より精緻で立体的な歴史像の理解・構築に寄与できれば幸「公文雑纂」など閣議決定文書をはじめとする当館所蔵の歴史資料との相とで、「昭和財政史資料」から多くの情報が引き出され、「公文類聚」や起因している。文書管理の体制や意思決定のシステムへの理解が深まるこの難しさは、大蔵省本省の原議文書の喪失という資料の残存状況に大きく戦前期大蔵省における政策形成・決定過程や行政事務の実態に迫ること

註

- 京大学出版会) 二五三~二五七頁。(1)原朗「財政・金融」(中村隆英・伊藤隆『近代日本研究入門』一九七七年、東
- 本稿の執筆に際しても負うところが大きかった。 本稿の執筆に際しても負うところが大きかった。 (『びぶろす』第三四巻第二号、一九八三年)および同氏に対する聞き軌跡 」(『びぶろす』第三四巻第二号、一九八三年)および同氏に対する聞き軌跡 」(『びぶろす』第三四巻第二号、一九八三年)および同氏に対する聞き軌跡 」(『がぶろす』第三四巻第二号、一九八三年)および同氏に対する聞き本稿の執筆に際しても負うところが大きかった。
- (3)もちろん、このような資料群の内的構造の分析は、歴史資料としての公文書でも掲載史料の選別を他ならぬ筆者が担当した。同書収録の解説も併せて参照に含まない「昭和財政史資料」に援用するため、本稿においては資料群の内的に含まない「昭和財政史資料」に援用するため、本稿においては資料群の内的に含まない「昭和財政史資料」に援用するため、本稿においては資料群の内的に含まない「昭和財政史資料」に援用するため、本稿においては資料群の内的に含まない「昭和財政史資料」に援用するため、本稿においては資料群の内的に含まない「昭和財政史資料」に援用するため、本稿においては資料群の内的に含まない「昭和財政史資料」に援用するため、本稿においては資料群の内的構造を規定した。同書収録の解説も併せて参照とかれ、このような資料群の内的構造の分析は、歴史資料としての公文書をかます。
- 要求は現実には不可能であった」と述べられているが(後藤前掲論文一五六・(4)たとえば後藤氏は「当年の文書管理体制から各部局に対する公文書の引渡し

五八頁)、その根拠は必ずしも示されてはいない。

- (5)「簿書編輯体例」明治三年五月十八日民部省・大蔵省達 (『史料集』六七〇頁)。
- (6)「簿書ヲ編纂スル規例」明治四年八月十九日大蔵省制定 (同右、六七九頁)。
- (7) 「記録寮編纂課編纂条例」明治七年六月四日大蔵省制定 (同右、六八五頁) 。
- (8)「既往文書編纂規程」明治七年七月二日大蔵省制定 (同右、六八六頁)。
- (9)大蔵省記録局編『類纂大蔵省沿革略志』(一八九九年、大蔵省記録局) 六四七
- 変化が生じるため、本稿では前者を第 期、後者を第 期と呼称したい。の文書管理を所掌することになるが、内閣制度への移行を契機にその性格にも(10)この後、同局は明治二十三年六月の行政整理で廃止されるまでの間、大蔵省
- (11)室山義正『松方正義』(二〇〇五年、ミネルヴァ書房) ーー九~一二〇頁。
- (12)「理財稽蹟」序(国立公文書館所蔵、内閣文庫一八七(〇一四三)。
- (13)同右、凡例。
- (『史料集』一二三頁)。 (1) 「公文類別取扱手続ノ内規各庁へ照会伺」明治九年二月二十日太政大臣決裁
- (『史料集』六八八頁)。(15)「文書取扱内規ノ儀ニ付上申」明治十年三月二十九日太政官「閣議」決定(15)「文書取扱内規ノ儀ニ付上申」明治十年三月二十九日太政官「閣議」決定
- ることになるものであった。 (16) 「編纂条例並部門分纂編入則」明治十一年二月十六日大蔵省制定(『史料集』 文書も、いず、九三頁)。 もちろん執務上の要請から原課に留置された「原纂」文書も、いず
- 記録文書をもとにした修史事業が行なわれている。行政処分の結果である公文府から引き継いだ財政関係法令集を「理財会要取調原書」として編纂するなど、を編纂 (同十二年十二月完成)、旧幕府理財会要取調掛 (同十一年設置) が旧幕(17)第 期においては、他にも沿革誌取調掛 (明治十年設置) が「大蔵省沿革志」

影としての組織史(省史)へとフェード・アウトしていった。 大蔵省においては必ずしも定着せず、結果と実績の集合体といえる財政史の陰書を例規のいわば原典として整理していく発想は、その後の第一期を通しても

- 制定された各省の官制で文書保存について触れたのは、大蔵省だけであった。種のやや個別・具体的な定めが勅令に盛り込まれるのは極めて珍しく、同時に(8)「大蔵省官制」明治十九年三月一日勅令第二号(『史料集』七一三頁)。この
- (19) 「大蔵省文書保存規則ヲ稟定ス」(『史料集』七一七頁)。
- (20)「大蔵省文書保存規則」明治十九年六月二十五日閣議決定 (同右)。例えば主保存・廃棄年限の厳密な運用が目指されていたことがうかがえよう。保存・廃棄年限の厳密な運用が目指されていたことがうかがえよう。例えば主保存・廃棄年限の厳密な運用が目指されていたことがうかがえよう。例えば主保存・廃棄年限の厳密な運用が目指されていたことがうかがえよう。例えば主保存・廃棄年限の厳密な運用が目指されていたことがうかがえよう。
- 検討から 」(『近代史料研究』第七号、二〇〇七年)。(2)拙稿「「稿本井上馨伝」編纂事業についての基礎的考察 伝記資料の史料学的

- 89))。

 89))。

 80))。

 80))。

 81))。

 82)]。

 83))。

 83))。
- 文書とそうではない文書が併存している。 する「出納寮簿冊索引表」(80:2040:74)には、実際に科目を記入できている(24)現存する写本に拠ったサンプル調査ではあるが、東大経済学部図書館が所蔵
- はあるまい。 「稿本井上馨伝」の編纂主任をつとめた人物であり、あながち根拠のない批判で(25)沢田章『明治財政の基礎的研究』(一九三四年、宝文館) 序言四頁。沢田は
- (財団法人三井文庫所蔵、W1 89)。(26)前掲註(23)「大蔵省文庫所蔵記録謄写目録」大正十二年九月二十三日調査
- (27)鵜崎鷺城『朝野の五大閥』(一九一二年、東亜堂書房) 一三八頁。
- 頁。(28)『青木得三氏談話速記録』第二回(一九六九年、内政史研究会)六九~七一(28)『青木得三氏談話速記録』第二回(一九六九年、内政史研究会)六九~七一
- えると、大蔵省が財政史編纂に注いだ熱意が感じられる。 置かれながら、わずか一年半足らずで活動が途絶せざるを得なかったことを考(29)昭和三年九月、外務省では外交文書の編纂・公開を目的に外交史料編纂掛が
- (一九七八年、大蔵財務協会) 三九四頁。(3)大蔵省大臣官房調査企画課『聞書戦時財政金融史 昭和財政史史談会記録
- 「大蔵省文書管理規程」によって廃止されるまで運用されていた。(『史料集』七三〇頁)。この大蔵省達は昭和二十七年四月一日大蔵省訓令第一号(31)「大蔵省文書取扱規程」昭和八年九月二十五日大蔵省達官房秘令第一五五号

- されなかった文書を想定していたものと推察できる。 る点を踏まえると、この規程における「別纂」は必ずしも文書課の基準で編纂(32)当館所蔵の「焼残文書」中の「税務署引継資料」が「別纂」に区分されてい
- 七頁。(3)青木得三『おもいで 青木得三自叙伝 』 (一九六六年、大蔵財務協会) 一四
- (34)『昭和財政史』については「マルクス主義的手法」で書かれたため、省内でる上でやはり顧みられるべき点であるう。
- 館所蔵/平一五財務七七九)。 クル文書ノ調」昭和十年三月「昭和財政史資料」第六号第四二冊 (国立公文書) 決裁を要する文書の判断は、慣例によって行われていた (「大蔵大臣ノ決裁ヲ受(35)大蔵省においては決裁・専決規程が長く存在せず、昭和期においても大臣の

(公文書専門員)